令 和 ８ 年 １ ０ 月
広島国税局・税務署

令和8年9月24日から

非課税貯蓄申告書等の送付先・様式が変わりました！

書面で提出する非課税貯蓄申告書等は、これまで源泉事務集中処理センター室に提出していただいておりましたが、令和８年９月24日以降は業務センターで受付処理を行うこととなりましたので、以下の送付先に送付をお願いいたします。

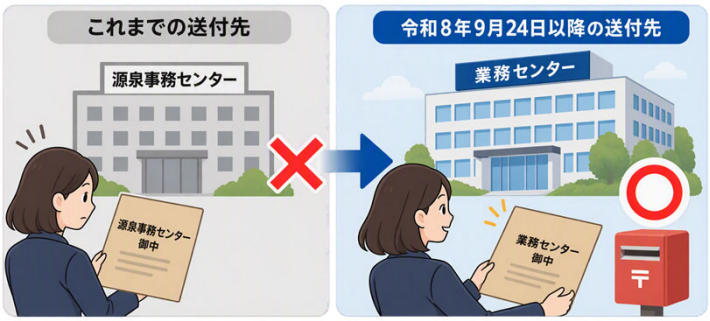
送付先

〒733-8689

広島市西区観音新町１丁目17番３号

広島国税局　広島業務センター宛

送付先の登録・宛名データの
更新をお願いします。



業務センターで受付処理を行う文書

- 非課税貯蓄申告書
- 非課税貯蓄限度額変更申告書
- 非課税貯蓄に関する異動申告書
- 非課税貯蓄廃止申告書
- 非課税貯蓄みなし廃止通知書
- 非課税貯蓄者死亡通知書
- 営業譲渡等による非課税貯蓄に関する移管申告書
- 金融機関の営業所等の（異動）届出書
- 特別非課税貯蓄申告書
- 特別非課税貯蓄限度額変更申告書
- 特別非課税貯蓄に関する異動申告書
- 特別非課税貯蓄廃止申告書
- 特別非課税貯蓄みなし廃止通知書
- 特別非課税貯蓄者死亡通知書
- 営業譲渡等による特別非課税貯蓄に関する移管申告書

「非課税申告書（法人用）」は、従来どおり税務署へ提出をお願いいたします。

非課税貯蓄申告書等の様式変更

国税庁では、令和８年９月24日に国税システムを更改しました。

国税システムの更改に伴い、非課税貯蓄申告書等の様式を変更しましたので、変更後の様式を使用していただくようお願いいたします。

詳細は国税庁ホームページに掲載しておりますので、以下のＵＲＬをご参照ください。

- 国税システムの更改について
 URL：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm
- 非課税貯蓄申告書等様式（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について（法令解釈通達））
 URL：https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/01.htm

NISAに係る届出書様式も変更されています。
書面で提出する場合は、変更後の様式をご使用ください。



e-Taxもご利用いただけます

非課税貯蓄申告書等は、令和６年１月からe-Taxによる提出が可能となっています。

郵送に係る事務負担軽減のため、e-Taxをぜひご活用ください。

受付結果を確認可能
受信通知より、受付結果・送信内容を確認可能

郵送コストを削減
封筒・郵送料・発送作業を削減



まずは、e-Taxのご利用方法をご確認ください。

- e-Taxご利用の流れ
 URL：https://www.e-tax.nta.go.jp/start/index.htm